

○夜間特殊業務手当の支給される職員の範囲について（通知）

〔平成5年12月21日〕
海幕厚生第5631号

改正 平成10年12月 8日 海幕厚生第5740号
平成12年12月27日 海幕厚生第6202号
平成13年 3月26日 海幕厚生第1865号
平成14年 3月20日 海幕厚生第1557号
平成14年 3月29日 海幕厚生第1806号
平成19年 1月 9日 海幕厚第119号
平成20年 3月26日 海幕厚第2282号
平成20年 8月 1日 海幕厚第6182号
平成22年 4月 1日 海幕厚第2830号
平成23年 5月23日 海幕厚第3954号
平成24年 3月26日 海幕厚第2719号
平成25年 6月 4日 海幕厚第5124号
平成26年 3月31日 海幕厚第2909号
平成28年 4月 4日 海幕厚第123号
平成30年 3月12日 海幕厚第85号
平成30年 3月23日 海幕厚第117号
平成30年 3月30日 海幕厚第126号
平成31年 4月 9日 海幕厚第113号
令和 2年 4月 7日 海幕厚第97号
令和 2年 7月31日 海幕厚第355号
令和 2年 9月30日 海幕厚第424号

海上幕僚監部人事教育部長から
各部隊の長 } あて
各機関の長 }

夜間特殊業務手当の支給される職員の範囲について（通知）

標記について、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）別表第5夜間特殊業務手当の項及び防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号。以下「訓令」という。）第27条の7の定めるところは、別紙のとおりであるので念のため通知する。

なお、本手当は、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であって、常時勤務を要する業務のうち防衛大臣所定の業務に従事する職員に支給されるものであるので、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）及び海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達（昭和38年海上自衛隊達第15号）又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）に基づく、日課の特例に関する達、当直規則等関係規則により、当該職員個々の勤務時間管理が適正に行われていることが必要である。

添付書類：別紙

夜間特殊業務手当の支給される職員の範囲

次の表の左欄に掲げる部隊等に属し、それぞれ対応する同表右欄の業務に従事する職員

部 隊 等	業 務
対潜資料隊の音響第2科 沖縄、下北海洋観測所の観測科、整備科及び通信科 稚内基地分遣隊の警備科 壱岐、上対馬、下対馬、松前、竜飛警備所の警備係 松前警備所の観測係	情報の収集に関する業務 (訓令第27条の7第1項第1号)
阪神、下関、沖縄、函館基地隊の本部通信所 対馬、余市防備隊の本部通信所 佐伯基地分遣隊の本部通信所 父島、由良、稚内基地分遣隊の通信所 自衛艦隊司令部 護衛艦隊司令部 潜水艦隊司令部 第1、第2潜水隊群司令部 第1、第2、第4、第21、第22、第31航空群司令部の指揮通信作業班 第5航空群司令部の指揮通信班 下総教育航空群司令部の通信作業班 硫黄島、徳島、小月航空基地隊本部の通信班 第23、第24、第25航空隊各航空基地隊の通信班 移動通信隊(展開時のみ。) 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部の防衛部第5幕僚室 中央、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊システム通信隊 厚木、下総、館山、岩国、大村、鹿屋、那覇、八戸システム通信分遣隊 保全監査隊の通信監査科	有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務 (訓令第27条の7第1項第2号)

部 隊 等	業 務
鹿屋、八戸、厚木、那覇、館山、大村、岩国、下総、徳島、小月航空基地隊航空警備隊 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊警備隊陸警隊 第23、第24、第25航空隊各航空基地隊の航空警備班 阪神、下関、沖縄基地隊の本部総務係 横須賀、舞鶴教育隊の警衛係 横須賀、舞鶴弾薬整備補給所の警備係 松前警備所の総務係 沖縄、下北海洋観測所の総務係 第1術科学校の警衛係 航空補給処（支処を除く。）の警衛班	警戒及び出入者の監視等に関する業務（自衛官が実施する業務に限る。） （訓令第27条の7第1項第5号）
自衛艦隊司令部 航空集団司令部 保全監査隊の通信監査科	部隊の運用に必要な情報処理に係る電子計算機等の運用若しくは維持管理 （訓令第27条の7第1項第6号）
海上幕僚監部防衛部運用支援課 自衛艦隊司令部 航空集団司令部	部隊運用に係る指令の伝達又は情報の収集に関する業務 （訓令第27条の7第1項第7号）
鹿屋、八戸、厚木、館山、下総、徳島航空基地隊運航隊 硫黄島、大村、小月航空基地隊運航隊（飛行管理業務に限る。） 航空管制隊洋上管制隊（飛行支援管制業務に限る。）	航空交通管制又は航空機の運航に係る情報の収集若しくは連絡に関する業務 （訓令第27条の7第1項第8号）
鹿屋、八戸、厚木、硫黄島、館山、大村、下総、徳島、小月航空基地隊運航隊 第23、第24、第25航空隊各航空基地隊の運航班	気象観測、気象予報又は気象情報の収集若しくは連絡に関する業務 （訓令第27条の7第1項第9号）

部 隊 等	業 務
硫黄島航空基地隊管理隊及び南鳥島航空派遣隊	発電設備の運用又は保守の業務（訓令第27条の7第1項第19号）